**＜調剤事前申し合わせ協定に係るプロトコル＞**

|  |
| --- |
| **１　薬剤の変更**※　変更前後の薬剤間で医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で承認された投与経路及び効能・効果が一致する場合に限る。 |

１）成分名が同一の銘柄変更

変更通知（協定「２．本プロトコル運用の原則」参照）に記載されていない、先発医薬品への変更又は薬価基準経過措置移行品目から他品目への変更を可とする。

例１）モーラスパップ30mg（先発医薬品）

⇔　ミルタックスパップ30mg（先発医薬品）**＊１**

例２）マグラックス錠330mg　⇒　酸化マグネシウム錠330mg「●●●」

（薬価基準経過措置移行品目の場合）**＊２**

**＊１**　先発医薬品間でも変更可能

**＊２**　薬価基準経過措置移行品目は、販売名変更、販売中止等によるもの

２）内服薬の剤形変更

変更通知に記載されていない、先発医薬品への変更、日本薬局方収載品への変更を可とする。また、その変更の範囲は、以下に掲げるグループ内におけるものとする。

（ア）普通錠、口腔内崩壊錠、カプセル剤、丸剤

（イ）散剤、顆粒剤、細粒剤、末、ドライシロップ（内服固形剤として調剤する場合に限る）

（ウ）液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服固形剤として調剤する場合に限る）

例１）ドグマチールカプセル50mg　⇔　ドグマチール錠50mg

例２）アクトス錠30　⇔　アクトスＯＤ錠30

※　錠（カプセル、口腔内崩壊錠等）の粉砕指示がある場合、同一メーカーの散剤への変更も可能とする。

例３）ロキソニン錠60mg １錠（粉砕）　⇒　ロキソニン細粒10% 0.6g

※　用法用量が変わらない場合のみ変更可能。

※　外用薬の剤形変更は不可。

３）含量規格の変更

例１）アムロジンＯＤ錠５mg １回２錠　⇔　アムロジンＯＤ錠10mg １回１錠

例２）ミカルディス錠40mg １回0.5錠　⇔　ミカルディス錠20mg１回１錠

※　外用剤の規格変更（例：モーラステープ20㎎　２枚⇒モーラステープＬ40mg　１枚）は不可。

|  |
| --- |
| **２　アドヒアランス改善等を目的とした半割、粉砕、混合又は一包化** |

※　使用期間を通じて薬剤の品質に問題がない場合に限る。

※　抗悪性腫瘍薬は対象外。

１）半割、粉砕又は混合、あるいはその逆（規格追加も含む。）

例）ワーファリン錠１mg1.5錠　⇔　ワーファリン錠１mg１錠＋0.5mg錠１錠

２）患者の希望又はアドヒアランス上の理由による一包化、又はその逆

|  |
| --- |
| **３　薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用薬の本数変更も含む）** |

例１）処方：ゾルピデム酒石酸塩錠５mg「●●」 28日分

⇒　（６日分の残薬を確認した場合）22日

例２）アンテベート軟膏３本　⇒　（１本残薬を確認した場合）２本

※　薬剤を削除する必要がある場合は疑義照会の対象とする。

※　処方日数の延長は不可。

※　次回予定通り受診できなくなる恐れもあることから、余裕を見て残薬調整すること。

|  |
| --- |
| **４　外用薬の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が医師から口頭で指示されている場合に用法を追記すること。** |

※　全身作用目的の外用剤を除く。

例）モーラステープL３袋　１日１回　⇒　１日１回　腰 １日１枚

|  |
| --- |
| **５　週１回又は月１回服用する製剤が、連日投与の他の薬剤と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（ビスホスホネート製剤、ＤＰＰ４阻害剤に限る。）** |

例）他の薬剤が１４日分処方されている場合

ベネット錠17.5mg（週１回製剤）１錠　分１起床時　１４日分　⇒　２日分

※　薬歴上、処方の誤りが明確な場合に限る。

|  |
| --- |
| **６　薬事承認された用法以外の用法が処方箋に記載されている場合、承認されている用法に変更（漢方薬、制吐剤、α-ＧＩ製剤、ビスホスホネート製剤、ＥＰＡ製剤に限る。）**※　服用方法について口頭で指示されている場合や、患者面談の上、薬学管理ならびに薬物療法上合理性があると薬剤師が判断できる場合は処方どおりとする。 |

　例１）ツムラ葛根湯エキス顆粒7.5mg　分３毎食後　⇒　分３毎食前（若しくは食間）

　例２）プリンペラン錠５　１日３回毎食後　⇒　１日３回　毎食前

例３）グルコバイ100mg １日３回毎食後　⇒　１日３回毎食直前

例４）フォサマック錠５　１日１回朝食後　⇒　１日１回　起床時

例５）エパデールＳ６００　1日３回毎食後　⇒　１日３回　毎食直後